

令和8年度尾道市開業支援補助金の募集について

尾道市では、市内の産業の活性化と移住の促進を図るとともに、市内中小企業における賃上げ環境の向上を図ることを目的として、尾道市に移住し開業する事業者に対して、事業所開設に要する建物の改修または修繕にかかる経費について助成します。

※当事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

■ 対象者

尾道市に移住し、市内において新たに事業所を開設しようとする事業者（法人の場合は代表者）

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- ・市税の滞納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不適当と認める者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・本人または親族（3親等内の血族、配偶者及び2親等内の姻族）所有の建物において開業する者
- ・本人以外が賃貸借契約を結んでいる建物において開業する者
- ・その他市長が適切でないと認めるとき

■ 補助対象経費・補助上限額・補助率

○補助対象経費：事業所開設の整備に要する経費（建物の改修または修繕に要する経費）

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること。

○補助率：1/2 以内（限度額：50万円）

○加算金：39歳以下の方については、補助金額に一律20万円を加算

■ 主な補助要件

○尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住しており、この補助金の申請日時時点で移住から1年を経過していない者（まだ移住していない場合は開業日時時点で移住していること）

○尾道市に移住する以前に他地域で1年以上事業経営を行っており、市内に開業する事業について十分な調査研究に基づいた経営計画及び資金計画を有し、事業の継続発展が見込まれること

○尾道市に定住し、開業することを通じて地域の活性化に貢献する意思を持っていること

○自治会等に参加し、自治会活動等に積極的に参加すること

○開業後3年間、営業状況を報告すること

○令和9年2月26日（金）までに開業し、実績報告を行うこと

■ 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金） ※予算がなくなり次第終了

■ その他

○補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとします。

○同一の事業について、国、県、又は他の団体による補助金等の交付対象となっている経費は補助対象外とします。

○本事業は単年度予算により実施しており、令和9年度以降の実施は未定です。

尾道市開業支援補助金 申請の流れ



※補助金交付決定前に発注したものは、全て補助対象外となるため、ご注意ください。

- 尾道市開業支援補助金「要綱」および「実施要領」をよくご確認の上ご申請ください。
- その他ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

＜補助金に関するお問い合わせ・申込み先＞

尾道市産業部商工課

Tel : 0848-38-9182 Fax : 0848-38-9293

E-mail : shoko@city.onomichi.hiroshima.jp



詳細はこちら
(要綱・実施要領)